

京都市告示 188 号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成17年4月25日

京都市長 樹本頼兼

1 団体の名称 南巽町自治会

2 規約に定める目的

会は隣組、老人会、女性会及び子供会との連携を図り、自治活動を通じて会員の親睦を図り、福祉、保健、交通安全、少年補導、防犯など安全と生活の向上を図り、明るい地域の発展を期することを目的とし、次の活動を行う。また、政治や宗教など特定の組織に属さないものとする。

(1) 親睦に関する事業

(2) 桂自治連合会主催の各種事業

(3) 行政機関主催の各種事業

(4) その他会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

京都市西京区桂南巽町6番地1から6番地3、6番地5、6番地7から6番地9、7番地1から7番地3、7番地5から7番地8、10番地、10番地2から10番地4、10番地6から10番地9、11番地1、11番地2、12番地、13番地1から13番地3、14番地、14番地1、15番地1から15番地3、16番地1から16番地4、17番地1、17番地2、18番地1から18番地11、18番地13、18番地14、18番地16か

ら18番地19, 28番地, 29番地, 30番地, 31番地1, 31番地2,  
32番地1, 32番地2, 33番地, 34番地1から34番地4, 35番地,  
35番地1から35番地7, 36番地2から36番地6, 38番地1から3  
8番地9, 39番地, 40番地, 41番地1から41番地3, 41番地5,  
41番地6, 42番地, 43番地, 43番地1, 43番地2, 44番地1か  
ら44番地9, 45番地1から45番地3, 45番地5から45番地9, 5  
0番地, 51番地1, 51番地2, 52番地, 53番地, 54番地1から5  
4番地5, 55番地1から55番地6, 57番地, 58番地, 58番地1,  
58番地2, 59番地1, 59番地2, 60番地1, 60番地2, 61番地  
1から61番地3, 62番地, 63番地, 64番地1から64番地3, 65  
番地, 66番地1, 66番地2, 67番地, 68番地1, 68番地6, 68  
番地7, 68番地9から68番地15, 68番地18, 68番地20, 69  
番地, 70番地, 71番地1, 71番地2, 72番地, 73番地, 74番地,  
75番地1から75番地5, 76番地, 77番地1, 79番地1, 79番地  
2, 80番地, 81番地, 81番地1, 81番地2, 82番地, 82番地1  
から82番地3, 83番地1, 83番地2, 84番地, 84番地1, 84番  
地2, 85番地1, 85番地2, 86番地, 87番地, 87番地1から87  
番地8, 88番地, 88番地1, 88番地2, 89番地, 89番地1, 89  
番地2, 91番地, 91番地1から91番地7, 92番地1, 92番地2,  
94番地, 95番地, 96番地, 97番地1, 97番地2, 98番地, 99  
番地, 99番地1, 99番地2, 100番地1, 100番地2, 101番地,  
101番地1から101番地5, 102番地, 102番地1から102番地  
3, 105番地, 106番地, 107番地1, 107番地2, 108番地1,  
108番地2, 109番地1, 109番地2, 110番地1から110番地

4, 111番地, 112番地, 113番地, 113番地1から113番地3, 114番地, 115番地1から115番地3, 116番地1から116番地3, 117番地, 119番地1, 119番地2, 119番地4, 120番地1, 120番地2, 121番地, 121番地1, 121番地2, 122番地, 122番地1, 122番地2, 123番地, 123番地1から123番地4, 124番地, 125番地1, 126番地, 127番地1, 127番地2, 128番地1から128番地3, 130番地1, 130番地2, 131番地, 131番地1, 131番地2, 132番地, 133番地1, 133番地2, 134番地, 135番地, 136番地1, 136番地2, 137番地1から137番地3, 138番地1, 138番地2, 139番地, 140番地, 141番地, 142番地, 143番地2, 143番地3, 144番地1, 144番地2, 145番地1, 145番地2, 146番地, 147番地, 148番地, 149番地, 150番地, 151番地, 152番地1から152番地3, 153番地, 154番地1から154番地3, 155番地, 156番地, 157番地2, 157番地3, 158番地, 159番地, 160番地, 及び京都市西京区桂坤町1番地1から1番地3, 1番地5から1番地10, 2番地3, 2番地4, 2番地7, 2番地8, 2番地11, 2番地14, 3番地2, 3番地3までの区域

4 事務所 京都市西京区桂南巽町102番地

5 代表者の氏名及び住所

星野昭謙

京都市西京区桂南巽町102番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成17年4月4日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)